



交通ルールを守って、 安全に自転車に乗ろう

自転車安全利用五則

2007 年警察庁交通対策本部 制定

自転車を利用するにあたって、被害者・加害者にならないためには、“自転車安全利用五則”の徹底が基本です。

1 自転車は車道が原則、歩道は例外のみ通行可。

- 例外**
- ・歩道に「自転車通行可」の標識等がある場合。
 - ・運転者が 13 歳未満もしくは 70 歳以上、または身体に障害を負っている場合。
 - ・道路工事や連続した駐車車両、著しく自動車の通行量が多いめやむを得ない場合。



2 車道は左側を通行。

- ・右側通行は禁止されています。右側を通行すると、前から来る自転車等と衝突したり、すれ違うときに車道にはみ出したりしてしまいます。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行。

- ・歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止をしなければなりません。歩行者をよけさせたり、スピードを出して追い越すのもルール違反です。

4 交通ルールを守る。

- ・夜間はライトを点灯。
- ・飲酒運転禁止
- ・並走禁止。
- ・安全確認（『止まれ』の標識で必ず一時停止）。
- ・信号遵守。
- ・二人乗り禁止（16 歳以上のものが、6 歳未満の子どもを幼児用座席に乗せるなどの場合を除いて）。



5 子どもはヘルメットを着用。

- ・児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

【道路交通法第 63 条の 11】



必ずヘルメットを着用させてください。

※本校では安全のため、午後 5 時までには帰宅しているよう指導しております。

ご協力をお願いいたします。（冬場は午後 4 時 30 分です。後日またお知らせします。）

新田小の学区内は、車の混み合う道路や狭い道が多く、また抜け道として利用する車もあり、交通安全に十分留意したいところがたくさんあります。学校でも、学級活動の時間や「交通安全教室」などを活用しているところではありますが、ご家庭でも、交通ルールやマナー等について話題にしていいただきながら、「自分の命は自分で守る」ことができるよう、よろしくお願いいたします。

○警察庁の自転車に関するページです。ご参考にどうぞ。

「自転車は車のなかま～自転車はルールを守って安全運転～」

(<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/info.html>)